

第 24 期 第 35 回
別海町農業委員会総会議事録

令和5年4月28日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 3 5 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 5 年 4 月 2 8 日)

○開催日時 令和 5 年 4 月 2 8 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 事務局職員の人事異動について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について (農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 令和 5 年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について |
| 日程第 13 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（24名）

会長 長 27番 小野 榮一
 会長職務代理者 26番 信夫 重勝

1番	及川	哲夫	2番	山崎	茂剛
4番	市川	義晴	5番	石毛	剛薫
6番	藤田	浩義	7番	中洞	子均
8番	加藤	真純	9番	島山	友健
10番	大内	敏光	11番	芳賀	一幸
13番	小島	敏広	14番	羽石	実雄
15番	加藤	和誠	16番	内藤	良武
17番	阿部	浩二	18番	井田	新吉
19番	木幡	賢一	21番	山林	
22番	押田		23番	花	
24番	伊藤		25番		

○欠席委員（2名）

12番 中村 繁男 20番 浦山 宏一

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	川畑 智明
総務担当 主幹	大山 晋作
農地調整担当 主査	志渡 正勝
農地調整担当 主任	川原 浩貴
農地調整担当 主事	齊藤 一真
農地調整担当 主事	加藤 智也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

19番 木幡 誠 21番 山田 良雄

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 (印)

議席19番 木 幡 誠 (印)

議席21番 山 田 良 雄 (印)

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 7 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 35 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 24 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 12 番中村委員、20 番浦山委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。19 番木幡委員、21 番山田委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「事務局職員の人事異動について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

報告第 1 号、事務局職員の人事異動について。職員に事務の一部を委任する規程第 1 条により、次のとおり事務局職員の異動発令を行ったので報告する。

1 令和 5 年 3 月 31 日出向、事務局長 内山宏、別海町へ出向を命ずる。

2 令和 5 年 4 月 1 日出向、主幹 機木直人、別海町へ出向を命ずる。
主査 山下真弘、別海町へ出向を命ずる。主事 佐藤大樹、別海町へ出向を命ずる。

3 令和 5 年 4 月 1 日付昇任、主任 志渡正勝、主査を命ずる。

4 令和 5 年 4 月 1 日付任命、別海町課長 川畑智明、別海町農業委員会職員に任命する。事務局長を命ずる。別海町主査 大山晋作、別海町農業委

員会職員に任命する。主幹を命ずる。事務局勤務を命ずる。別海町主事 加藤智也、別海町農業委員会職員に任命する。主事を命ずる。事務局勤務を命ずる。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。ここで報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で6件ございます。全て農地売買等事業により北海道農業公社が買い入れた土地について一時貸付けを行う内容です。旧所有者については1号及び2号が[]さん、3号から6号が[]さんとなっております。今後の取り扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[]。あっせん対象地、[]—[]外
筆、計[]㎡。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

次号から6号までの農地の所有者につきましては同文ですので、朗読を省

略いたします。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

次号から6号までのあっせん委員につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきましては18番藤井委員。3号から6号につきましては8番加藤真純委員。それでは1号及び2号につきまして、藤井委員お願いします。

○18番 藤井委員

御説明いたします。昨年9月総会であっせんが成立した[]さんと[]、[]さんの合理化事業による北海道農業公社からの一時貸付です。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号から6号を8番加藤真純委員お願いします。

○8番 加藤真純委員

はい、3号から6号まで一括で説明させていただきます。この土地は、[]さんが亡くなられたことにより弟の[]さんに相続された土地を、後に購入予定の近隣の4件の農家に北海道農業公社から一時貸付されるものがあります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして

質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(小野会長)

日程第3 報告第3号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(川原主任)

報告第3号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和5年2月28日開催の第33回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります3月16日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第4号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和5年2月28日開催の第33回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります3月16日としております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（小野会長）

日程第5 報告第5号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業

完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第5号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、過去の総会でご審議いただいた案件で、申請時における計画どおりですので、申請者、内容、事業完了年月日のみの朗読とさせていただきます。

第1号、申請者、[]番地の[]、[]
[]。内容、牛舎外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和5年3月10日。

第2号、申請者、[]番地の[]、[]
[]。内容、牛舎外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和5年3月10日。

第3号、申請者、[]番地の[]、[]
[]。内容、牛舎外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和5年3月10日。

第4号、申請者、[]番地の[]、[]
[]。内容、牛舎外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和5年3月10日。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては完了届の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。ここで、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（小野会長）

日程第6 報告第6号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第6号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和5年4月14日に現地調査を行いました。報告内容につきまして、第1号、火山礫計画高1万1,372^{m³}に対して出来高500^{m³}。第2号、砂計画高7,122^{m³}に対して出来高6,136^{m³}。第3号、砂計画高2万5,008^{m³}に対して出来高9,774^{m³}。第4号、砂計画高2万3,951^{m³}に対して出来高6,650^{m³}。第5号、火山灰計画高4万8,222^{m³}に対して出来高1万7,108^{m³}。そのほかの事項につきましては申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号及び5号につきましては、8番加藤真純委員。2号につきましては、14番羽石委員。3号及び4号につきましては、21番山田委員。なお、5号につきましては 番 委員が関係する案件となりますので議事参与制限とさせていただきます。それでは、1号につきまして、加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、1号の さん所有地の火山灰採取の案件ですが、4月14日に見てまいりました。現地は適正に整地され、処理されていたと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号につきまして14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。4月14日に現地を調査してまいりました。現場は継続して採られているところであり、整地も良好で問題ないを見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号及び4号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。同じく4月14日に現地を見てまいりました。3号の さん、4号の さんのところは10年以上前から毎年継続されており、今回も播種はされていみせんでしたが整地はされており、特に問題ないものと見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号につきまして8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、 さんの所有地ですが、こちらも適正に整地されており問題ないと見てまいりました。以上です。

○議長（小野会長）

報告第6号の委員説明が終わりました。ここで、報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 報告第7号

○議長（小野会長）

日程7 報告第7号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

報告第7号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は20件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしてありました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございません

んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第8 議案第1号

○議長(小野会長)

日程第8 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(志渡主査)

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は1件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]、[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成25年12月2日から令和5年9月29日まで。合意解約成立の日、令和5年3月9日。土地の引渡しの時期、令和5年3月9日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第 1 号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 9 議案第 2 号

○議長（小野会長）

日程第 9 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の []、[]。借人、[]番地の []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]、計 [] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借を受けるものである。賃借期間、許可日から 5 年間。賃貸価格は []円で 1 ヘクタール当たり約 []円です。

次号から 3 号までの許可を受けようとする理由は同文ですので朗読を省略します。

第 2 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の []、[]。借人、[]番地の []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外 []筆、計 [] m^2 。賃借期間、許可日から 5 年間。賃貸価格は []円で 1 ヘクタール当たり約 []円です。

第 3 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の []、[]。借人、[]番地の []、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外 []筆、計 [] m^2 。賃借期間、許可日から 4 年間。賃貸価格は []円で 1 ヘクタール当たり約 []円です。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1 号につきましては、8 番加藤真純委員。2 号につきましては、2 1 番山田委員。3 号につきましては、2 5 番竹花委員。それでは、1 号につきまして 8 番加藤真純委員お願いいたします。

○ 8 番 加藤真純委員

はい、こちらも 4 月 14 日に現地確認をしてまいりました。3 条の賃貸借なので特に説明することはありませんが、何も問題はないと思います。

○議長（小野会長）

続きまして、2 号につきまして 21 番山田委員お願いいたします。

○ 21 番 山田委員

はい、[] の [] さんですが、7 年前に新規就農をしております。就農まもなく奥さんを病気で亡くされ、現在は従業員を雇用しながら頑張っておられます。草地の管理が非常に良く、十分に粗飼料があり、離れ地のこの土地を近くの [] さんに賃貸するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3 号につきまして 25 番竹花委員お願いいたします。

○ 25 番 竹花委員

3 号についてですが、この春に離農した [] さんの農地の一部分を [] と 3 条で賃貸するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第 2 号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 2 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 10 議案第 3 号

○議長（小野会長）

日程第 10 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、

農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。契約内容、使用貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計[] m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者、[]番地の[]、[]。転用者、[]番地、[]。

次号から4号までの区分、許可理由、土地利用計画につきましては同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]、計[] m^2 。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計[] m^3 。所有者、[]番地[]、[]。転用者、[]番地、[]。

第3号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計[] m^3 。所有者、[]番地の[]、[]。転用者、[]番地、[]。

第4号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、計[] m^2 。契約内容、使用貸借。目的、火山灰採取。計画内容、火山灰採取量、計[] m^3 。所有者、[]番地の[]、[]。転用者、[]番地、[]。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきましては21番山田委員。3号につきましては14番羽石委員。4号につきましては8番加藤真純委員。

ここで、4号については[]に関する案件ですので、[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[]番 []委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは4号につきまして8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明いたします。先ほど完了報告をした土地の続きとなっていて、もう数年採取されている土地です。傾斜地もあり、過去に採った土地は平らで良い畑となっていますので、今後もそのように続けていく予定であります。問題ないと思って見てまいりました、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号の4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号の4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開します。

続きまして、1号及び2号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。1号、2号ともに継続案件です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号につきまして14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。先ほど完了届があった続きでして、これで畑の端に到達して平らになるものとして問題なく見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号の4号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

10番大内委員。

○10番 大内委員

契約内容の使用貸借と賃貸借の違いを教えてください。

○事務局（川原主任）

賃貸借については賃貸料が発生するもので、使用貸借については無償でお貸しするという違いです。

○10番 大内委員

平らにするということで無償でいいよということですよ。

○事務局（川原主任）

はい、当人間の話し合いで土地代を取るか、無償で貸すかの違いです。

○10番 大内委員

わかりました。

○議長（小野会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号の1号から3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第11 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第4号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は全部で24件ございます。内訳は所有権の移転が6件、利用権の設定が18件となっております。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転を受ける者、[]番地、[]。所有権の移転をする土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和5年5月1日。対価、[]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年7月28日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第6号までの所有権の移転をする者、利用目的、所有権の移転時期、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。
所有権の移転をする土地、[]ー[]外[]筆、計[]
m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第3号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]ー
[]外[]筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]
[]円。

第4号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。
所有権の移転をする土地、[]ー[]外[]筆、計[]m²。
所有権の移転の内容、対価、[]。

第5号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。
所有権の移転をする土地、[]ー[]外[]筆、計[]m²。所
有権の移転の内容、対価、[]円。

第6号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]ー
[]外[]筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]
[]円。

続いて利用権の設定です。利用権の設定の第1号から第6号までは、報告
第2号と内容が重複いたしますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、採草放牧地とし
て利用。始期、令和5年5月1日。終期、令和10年2月29日。借賃、年
間[]円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口
座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第6号までの利用権の種類、始期、終期、借賃の支払いの方法、
当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、
年間[]円。

第3号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間[]
[]円。

次号から10号までの内容につきましては同文ですので朗読を省略いたし
ます。

第4号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第5号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第6号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第7号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。
利用権を設定する土地、[]ー[]、計[]m²。利用権
の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北
海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、利用権の種類、賃借
権。始期、令和5年5月1日。終期、令和5年9月29日。借賃、年間[]
[]円。借賃の支払いの方法、12月10日までに指定口座に振り込

むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、加藤和広委員、羽石委員。

次号から第17号までの利用権の種類、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略いたします。

第8号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー[]外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、始期、令和5年5月1日。終期、令和9年4月30日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年、11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、竹花委員、木幡委員。

次号から第11号までの始期、終期は同文ですので朗読を省略いたします。

第9号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー[]外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第10号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー[]外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第11号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー[]外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第12号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー[]外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和5年5月1日。終期、令和6年4月30日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第13号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー[]外筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、同上。始期、令和5年5月1日。終期、令和10年4月30日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

次号から第17号までの始期、終期は同文ですので朗読を省略いたします。

第14号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]

。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第15号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、加藤和広委員、羽石委員。

第16号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、毎年、10月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、加藤和広委員、信夫代理。

第17号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第18号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 ー 、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。内容、牧草畑及び農業用施設用地として利用。始期、令和5年5月1日。終期、令和15年4月30日。当事者間の法律関係、使用貸借。調整委員、同上。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の1号から6号につきましては北海道農業公社の売渡し案件、利用権の設定の1号から6号につきましても報告第2号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。利用権の設定の7号及び15号につきましては14番羽石委員、8号から12号につきましては25番竹花委員、13号及び14号につきましては19番木幡委員、16号から18号につきましては15番加藤和広委員。

ここで16号につきましては に関する案件ですので、 番 委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは16号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい。16号の[]さんですが、昨年まで育成を行っており畑を自分で使っていたのですが、昨年でやめて残りの畑を[]に5年間賃貸することとなりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案4号の16号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号の16号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

（[]番 []委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開します。

ここで18号につきまして[]に関する案件ですので、[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[]番 []委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは、18号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい。この案件ですが継続案件でして、また10年間使用貸借を行うとのことですので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案4号の18号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号の18号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。

続きまして、7号につきまして14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。7号は さんが賃貸を受けていた畑ですが今年の1月で離農されたため、残りの期間を隣接する さんが借りるものです。周辺との調整もついておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、8号から12号につきまして25番竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

はい。8号、9号とまとめて説明いたします。所有者の さんですが離農に伴い、昨年土地評価を行いました。調整の結果、隣接する さんと さんが賃貸することになりました。次に10号、11号について、こちらもまとめて説明いたします。 さんですが平成30年に搾乳を中止しており、それから牧草の収穫、販売をしていましたが、農地を賃貸したいということで昨年の秋に土地評価、調整を行った結果、隣接する さんと さんが賃貸することになりました。次に12号について、こちらは さんと さんの賃貸の更新案件ですが内容が一部変更となりまして、面積が少なくなり、借賃が1ヘクタール当たり5,000円安くなったものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、13号及び14号につきまして19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

はい、それでは説明いたします。13号及び14号は さんから さんと さんに賃貸するものです。同じ条件での継続になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、15号につきまして14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。15号ですが、継続案件で同条件での更新となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、17号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。先ほど16号で説明した内容と同じなのですが、 も同じく5年間賃貸することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは、議案第4号の16号及び18号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第4号の16号及び18号を除いた案件を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第5号「令和5年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第5号 令和5年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について。
令和5年度別海町農地移動あっせん指導価格を次のとおり定める。

本町のあっせん指導価格につきましては、平成10年に80万円を上限と設定して以降変更はございません。現状を踏まえまして、令和5年度においても価格の設定は畑1ヘクタール当たり80万円を上限とするものであります。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第13 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第13 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は3件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]、面積[]㎡。利用状況、雑種地。
所有者、[]番地の[]、[]。

次号から3号までの利用状況については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所在、[]—[]、面積[]㎡。所有者、[]
[]番地の[]、[]。

第3号、所在、[]—[]外筆、面積[]㎡。所有者、
[]番地の[]、[]。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、8番加藤真純委員。2号及び3号につきましては、14番羽石委員。それでは、1号について加藤真純委員よりお願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、4月14日に見てまいりました。現地は住宅の奥でありまして、雑種地として見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号及び3号につきましては14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。2号ですが、今年新設された牛舎と既存の牛舎の隙間になっているところで、作業用通路として利用するという事で雑種

地として見てまいりました。３号ですが、 さんのバンカーサイロの増設ということで、元々施設地の中にあり、雑種地として見てまいりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第６号の委員説明が終わりました。ここで議案第６号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第６号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第３５回総会を閉会します。